

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正により、人事行政の運営等について、職員の休業についても、任命権者が知事に報告しなければならない事項に追加されたことから、所要の規定の整備を行うため、滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年滋賀県条例第 1 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 任命権者による知事への報告事項に「休業」を加えることとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成 25 年分の人事行政の運営の状況の報告から適用することとします。

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 略 (任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況 (2) 給与および休暇に関する状況 (3) 分限および懲戒処分の状況 (4) 人材育成に関する状況 (5) 福利厚生に関する状況 (6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(人事委員会の報告)</p> <p>第3条 以下略</p>	<p>第1条 略 (任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月31日までに、知事に対し、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>(1) 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況 (2) 給与、<u>休暇</u>および休業に関する状況 (3) 分限および懲戒処分の状況 (4) 人材育成に関する状況 (5) 福利厚生に関する状況 (6) その他知事が必要と認める事項</p> <p>(人事委員会の報告)</p> <p>第3条 以下略</p>